

○ 財 務 省 告 示 第 170 号

国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 (昭 和 57 年 大 蔵 省 令
第 30 号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 4
年 5 月 20 日 に 発 行 し た 割 引 短 期 国 債 の 発 行 条 件 等
を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 4 年 6 月 10 日

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

- | | | |
|---|---------------------------------|--|
| 1 | 名 称 及 び 記
号 | 国 庫 短 期 証 券 (第 1080 回) |
| 2 | 発 行 の 根 拠
法 律 及 び そ
の 条 項 | 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 (平 成 19
年 法 律 第 23 号) 第 46 条 第 1 項 |
| 3 | 振 替 法 の 適
用 等 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法
律 (平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以
下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の
適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振
替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 |
| 4 | 発 行 方 法 | 価 格 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入
札 (以 下 「 価 格 競 争 入 札 」 と い
う 。) に よ る 発 行 (以 下 「 価 格 競
争 入 札 発 行 」 と い う 。) 及 び 価 格
競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
場 特 別 参 加 者 ご と に 応 募 限 度 額
を 定 め る も の に よ る 発 行 (以 下
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
価 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う 。) |
| 5 | 募 入 決 定 の
方 法 | |
| | (1) 価 格 競 争
入 札 発 行 | 各 申 込 み の う ち 応 募 価 格 の 高 い
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。 |

(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	各国債市場特別参加者ごとの応募 限度額の範囲内において各申 込みの応募額を割り当てる。
6 発行額	
(1) 価格競争 入札発行	額面金額で 2,830,790,000,000 円
(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	額面金額で 669,200,000,000 円
7 払込金額	
(1) 価格競争 入札発行	2,833,299,039,900 円
(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	669,795,588,000 円
8 最低額面金 額	50,000 円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
10 発行日	令和 4 年 5 月 20 日
11 発行価格	
(1) 価格競争	額面金額 100 円につき 100 円 8

	入札発行	銭 1 厘以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場 特別参加 者・第 I 非価格競 争入札発 行	額面金額 100 円につき 100 円 8 銭 9 厘
12	償還期限	令和 5 年 5 月 22 日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
14	元金支払場 所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和 4 年 5 月 20 日